

墨田区総合体育館 団体登録及び利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、墨田区総合体育館（以下「本体育館」といいます。）における利用規則、団体登録、予約システム（以下「予約システム」といいます。）利用方法及びサービスの内容について必要な事項を定めるものです。

(定義)

第2条 本規約で使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによります。

- (1) 個人利用 本体育館内の施設を貸切りによらず利用することをいいます。
- (2) 団体利用 本体育館内の施設を貸切りにより利用することをいいます。
- (3) 区民団体 第4条の規定により登録を行った団体のうち、構成員の半数以上が墨田区内在住・在勤・在学である団体をいいます。
- (4) 区外団体 第4条の規定により登録を行った団体のうち、前号の規定によるものを除く団体をいいます。
- (5) H P 本体育館の「ホームページ（携帯サイトを含む）」をいいます。

(個人利用)

第3条 本体育館を個人利用する際の手順は、本体育館が別に定める「ご利用の手引き」によります。

2 個人利用に当たっての注意事項等は、本体育館が別に定める冊子又は館内掲示によりますので、ご利用の際に都度ご確認ください。

(団体登録)

第4条 本体育館を団体利用するには、事前に団体登録が必要です。

2 登録の要件は、小学生以上の構成員が5名以上であり、かつ代表者が18歳以上である団体とします。

3 登録をするには、次の各号に掲げる書類を持参の上、代表者の方が本体育館に提出してください。

- (1) 団体登録申請書（HP上にPDF・エクセルにて掲示）
- (2) 団体名簿（ 〃 ）
- (3) 代表者の住所及び氏名が確認できるもの（免許証・健康保険証・学生証等、コピーは不可）。
- (4) 区民団体として登録する場合は、構成員の半数以上が区民該当者としての資格を証明できるもの（免許証・健康保険証・学生証等で住所及び氏名が記載されているもの。コピー可）

4 登録時に「団体登録カード」を発行します。区民団体のIDは、登録人数ごとに発行数が異なります。5名～10名については1つ、11名～20名は2つ、21名～30名は3つ、31名以上については4つ（最大4つ）発行します。また、区外団体はIDを1つ発行します。

※ 区民団体は、ID数×8枠の抽選申込みができます。

なお、予約・利用日に使用しますので紛失しないようにお願いします。

5 団体登録に当たっての注意事項は次の各号に掲げるとおりです。

- (1) 代表者が複数団体の代表を兼任することは認めません。
- (2) 同一団体による複数登録や、団体を分割して複数の団体として登録するなどは認めません。
- (3) 構成員が複数団体に登録する場合には、以下の制限があります。
 - ・ 同一団体に所属する2名以上の構成員が、他の団体へ重複して登録することはできません。
 - ・ 個人が複数団体に登録する場合は、団体登録時に申請をしてください。

※ 団体による不正な二重登録等が発覚した場合には、両団体の登録を抹消することがあります。

(4) 利用人数が常に登録人数の半分以下や2倍以上で、かつ同じ方が利用しているような場合は、注意勧告や再登録のお願いをすることがあります。

(5) 登録内容に変更が生じた場合の手続きは、登録方法に準じます。ただし、メールアドレスの変更については、予約システムで行えます。

6 団体登録の有効期限は、登録日から2年経過した日以後の最初の3月31日までとします。また、更新時の手続きは初回登録の方法に準じます。

(予約申込み)

第4条 本体育館の施設利用は、インターネット(PC・携帯・本体育館端末)により9時～24時の間で受け付けます。なお、インターネット環境がない場合は、本体育館にお問合せください。

- 2 第5条に定めるとおり、区民団体と区外団体で予約開始時期が異なりますのでご注意ください。
- 3 毎年12月30日から1月2日までは予約システム休止のため、予約申込みはできません。なお、この期間には、空き状況の照会のみができます。

(抽選申込みと空き施設の申込み)

第5条 抽選申込みは区民団体のみが行えます。

- 2 区民団体は、利用月4か月前の15日～25日の間に、優先的に1か月分の抽選申込みが行えます。
(例) 利用日が5月1日～5月末日の場合、1月15日～25日が抽選申込み期間となります。
- 3 抽選申込みは、HP上の予約システムから行ってください。本体育館のPCにて抽選申込みを行う場合、原則として、本体育館スタッフによる抽選申込みは行いません。必要があれば操作のお手伝いのみします。
- 4 施設別の利用可能種目は、予約システムをご参照ください。なお、予約システムに掲載のない種目については、本体育館にお問合せください。
- 5 コートの位置指定はできませんので、あらかじめご了承ください。
- 6 団体利用の貸出しの基本枠は、1枠3時間です。ただし、21時～22時30分は1時間半となります。また、多目的競技場・多目的広場におけるアーチェリー以外(フットサル等)の利用及び会議室の利用は1枠1時間となります。
※ 多目的競技場・多目的広場の利用は21時まで、会議室の利用は22時までです。
- 7 抽選は、利用月3か月前の1日(1月は4日)の8時に完全機械式で行い、当選結果の発表は、同日の9時に行います。なお、当落結果はHP予約システムにて開示し、団体登録時にメールアドレスをご記入いただいた場合には、当落を送信します。なお、9時以前にHPにログインしても、当落の確認はできませんのでご了承ください。
- 8 ご利用月3か月前の1日(1月は4日)の9時から区民・区外団体を問わず、先着順に空き施設予約を受け付けます。なお、9時以前にHPにログインしても、空き施設の確認はできません。
- 9 予約システムでの予約は、利用日の4日前までです。3日前からは本体育館受付で予約できます。

(利用料金の支払及びキャンセル)

第6条 利用料金は、次の支払期間内にお支払ください。

- (1) 抽選に当選した場合 利用月3か月前の1日9時～8日24時(1月は4日9時～11日24時)
 - (2) 抽選後の空き施設予約をした場合 予約日を含め8日以内
 - (3) 利用日の8日前から4日前までに予約をした場合 利用日前日まで
 - (4) 利用日の3日前から当日までに予約をした場合 予約と同時
- 2 支払方法は、次のいずれかによります。
①ペイジー ②本体育館受付での現金 ③本体育館受付でのクレジットカード
※ ペイジーでの支払は、イタネットバンク・Eバンク及び都市銀行のATM・郵貯ATMで可能です。
手数料がかかりませんので、こちらの方法をおすすめします。
 - 3 利用料金支払前のキャンセルは、申込団体が予約システムでできます。支払期間内に支払がない場合は、自動的にキャンセルとなります。
 - 4 利用料金支払後のキャンセルは、団体代表者が本体育館受付で、団体登録カードを明示の上、「利用承認取消申請書兼利用料金返還申請書」をご提出ください。※申請書は、総合体育館受付にあります。
 - (1) 還付金については、利用団体指定の口座へ振込みにて返金します。
 - ・ 毎月1日～15日 当月末 (金融機関定休日の場合は定休日明け)
 - ・ 毎月16日～月末 翌月15日 (//)
 - (2) キャンセルに伴う還付額は次に掲げるとおりです。
 - ・ 利用日の14日前までにキャンセルした場合 100%
 - ・ 利用日の13日～7日前までにキャンセルした場合 50%
 - ・ 利用日の6日前以降にキャンセルした場合 0%※ 上記は利用日を除きます。

(利用料金未納のペナルティ)

第7条 利用料金支払前で、利用日の13日前以降(50%・0%の還付金発生日)にキャンセル(自動キャンセルを含む。以下同じ。)した場合、以下のペナルティポイントが課せられますのでご注意ください。

- (1) 利用日の13日前以降7日前までにキャンセルした場合 1ポイント

(2) 利用日の6日前以降にキャンセルした場合

2 ポイント

- 2 ペナルティポイントが発生した日から遡って2年間に発生したペナルティポイントの累計が6ポイント以上になったときは、その達した日の翌日から6か月間予約申込みができなくなります。
- 3 前項のペナルティポイントの累計は、同項の6か月間が経過した時点で消滅するものとし、再び同項の規定を適用します。

(施設利用方法及び事故)

第8条 施設利用当日の注意事項は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 団体利用日当日は団体登録カードを必ずご持参ください。
- (2) 利用時間は、備品の準備・設置・片付けの時間も含まれます。片付け開始時間については、スタッフの指示に従ってください。また、競技備品の設置及び片付けは、利用団体がスタッフ立会いのもと行ってください。
- (3) サブアリーナ全面・武道場全面・武道場 1/2 面を利用される場合に限り、音響機器を有償で貸し出します。また、同様に音響機器を持ち込むことができます。
- (4) ボールやラケット等は有償で貸し出せますが、原則は利用者にてご持参ください。
- (5) 利用者の故意又は不注意により本体育館を傷つけた場合には、弁償していただく場合があります。
- (6) 利用者は自己の責任と危険負担において、ほかの利用者と協調して本体育館を利用するものとします。
- (7) 本体育館の施設利用中に生じた盗難、けが、その他の事故等について、本体育館に故意又は重過失がない限り、責任は負いません。利用者同士の本体育館内外でのトラブルについても同様とします。
- (8) 利用者は、本体育館において、技量を超えた行為及び危険行為を行わないでください。
(利用規則や利用時間を守っていただけない場合、他の利用者に迷惑がかかった場合などは即時にご利用をお断りすることがあります。)
- (9) 衆議院の解散等による急な選挙により本体育館が投開票会場となった場合は、アリーナ、武道場等の必要な施設の当選はキャンセルとさせていただきます。

(規約の変更)

第9条 本体育館が必要であると認めるときは、予約システムの利用者に事前の通告を行うことなく、区の承認を得て、利用規約の内容を変更し、又は新たな条項を追加できることとします。

- 2 予約システム利用者は、利用の都度、利用規約の確認を行うこととします。
- 3 利用規約の変更後に利用者が予約システムを利用した場合は、変更後の利用規約に同意したものとみなします。
- 4 第1項の変更等を行う場合、本体育館のHP上で公開するものとします。

(暴力団の排除措置)

第10条 本体育館の施設を暴力団員や暴力団関係者等が利用することは認めません。利用の承認後に当該事実が判明した場合は、利用承認の取消しを行うことがあります。なお、暴力団員等の定義は、墨田区暴力団排除条例で定めるところによります。

- 2 構成員に暴力団員や暴力団関係者等が含まれる団体登録は認めません。これが判明した時点で、登録を抹消します。
- 3 暴力団員等に該当しない者であっても、本体育館の利用の目的又は内容が暴力団の活動を助長し、又は運営に資することとなるものと認めるときは、墨田区が定める暴力団排除条例に従い、本体育館の利用について定める条例の規定にかかわらず、本体育館の利用を拒むことができることとします。この場合において、利用者に損害が生じることがあっても、本体育館はその責めを負わないものとします。

(その他)

第11条 本利用規約に定めるもののほか、施設利用マナー、禁止事項及び予約システムの運用について必要な事項については、本体育館が別に定めます。

付 則

この規約は、令和4年8月1日から適用します。

マナーを守り、皆様が気持ちよくご利用いただけるようご協力ください。